特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会 会 費 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会(以下「協議会」という。)定款第8条の規定に基づき、会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 協議会の会費年額は、別表のとおりとする。

(会費の納期)

第3条 会費は、毎事業年度、6月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入退会)

- 第4条 事業年度の中途に入会した会員の会費の納入は、協議会から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。
- 2 定款12条の規定に基づき既納の会費は、返還しない。

(会費の免除)

- 第5条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員については、第2条の規定にかかわらず、 会費を免除することができる。
 - (1) 正会員である法人に属する個人正会員について、当該法人正会員から会費の免除申請があった場合
 - (2) 個人正会員であって、免除すべき相当の事由があると認める場合

附則

この規程は、協議会の登記の日から施行する。ただし、この協議会の法人登記前(平成 26 年 3 月 19 日から法人登記の前日まで)にされた会費に関する行為は、この規程の定めによりされた行為とみなす。

この規程は、令和3年5月28日から施行する。

第 4 条第 3 項及び第 4 項削除

別表 (第2条関係)

種別	基準	会費 (年額)
正会員	協議会の目的に賛同し、事業に参加す る個人又は法人	60,000円
賛助会員	協議会の事業を賛助するために入会 する個人又は法人	無し